

事務連絡

令和 3 年 4 月 23 日

各〔都道府県〕保育主管部（局）御中
〔市町村〕地域子ども・子育て支援事業主管部（局）

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

緊急事態宣言が発出された地域における保育所等の対応について（周知）

このたび新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に基づく緊急事態宣言（以下「今般の緊急事態宣言」という。）が発令され、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県で令和3年4月25日より緊急事態措置が実施されることとなりました。

今般の緊急事態宣言が発令された後の保育所等の対応について、下記のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

なお、令和2年4月7日から同年5月25日にかけて発令されていた緊急事態宣言の際に想定していた対応である「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」（令和2年4月7日付け事務連絡）は適用されませんので御留意ください。

また、今般の緊急事態宣言の発令等を踏まえ、以下について改正を行っていますので、こちらも併せて御参照ください。

（別添1）保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&A（第十報）（以下「保育所等Q&A」という。）

（別添2）地域子ども・子育て支援事業にかかる新型コロナウイルス感染症対策関係FAQ（令和3年4月23日現在）（以下「13事業FAQ」という。）

記

- 保育所、放課後児童クラブ等については、感染防止策を徹底しつつ、原則開所していただきたいこと。

感染防止策については、保育所等 Q&A 問 5 や 13 事業 FAQ 問 4 等でお示ししてきたとおりの内容であるため、改めて御了知いただきたいこと。また、保育所等において感染者が出

た場合等の対応についても、保育所等 Q&A 問 2 や 13 事業 FAQ 問 2 等でお示ししてきたとおりであり、引き続き適切に御対応いただきたいこと。

なお、認可外保育施設においても、各施設において同様の取扱いが行われるよう、都道府県、指定都市、中核市又は児童相談所設置市で、必要に応じた情報提供及び助言等を実施していただきたいこと。

(問合せ先)

(保育所、地域型保育事業所、一時預かり事業、病児保育について)

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL : 03-5253-1111 (内線 4854, 4835)

FAX : 03-3595-2674

E-mail : hoikuka@mhlw.go.jp

(認可外保育施設について)

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

TEL : 03-5253-1111 (内線 4838)

FAX : 03-3595-2313

E-mail : ninkagaihoiku@mhlw.go.jp

(利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業、放課後児童クラブ、児童厚生施設について)

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

TEL : 03-5253-1111 (内線 4966)

FAX : 03-3595-2749

E-mail : clubsenmon@mhlw.go.jp

以上